

🌲 仙台の家は仙台の木で!! 🌲

仙台市産材利用促進支援補助金

利用の手引き

(令和7年度版)

仙台市経済局農林企画課



目次

はじめに	3
1 手続きの流れ	4
2 応募の要件	5
3 申請受付期間及び実績報告期限	6
4 補助金額	6
5 交付申請	7
6 交付申請に必要な書類	7
7 交付申請書類の記載例	9
8 交付決定	10
9 事業着手	10
10 変更の手続き	10
11 中止（廃止）の手続き	10
12 実績報告	11
13 実績報告に必要な書類	11
14 市産材等の証明書	12
15 実績報告書の記載例	13
16 補助金交付額の確定	14
17 補助金の請求	14
18 補助金の振込	14
19 請求書記載例	15
20 補助事業完了後の協力	16
21 Q&A	16
お問合せ先	20

はじめに

仙台市では、森林を適切に管理しながら、市民のみなさまにも木材利用を通じて森林や自然の豊かさを感じていただけるよう、地元産材の利活用を推進しています。

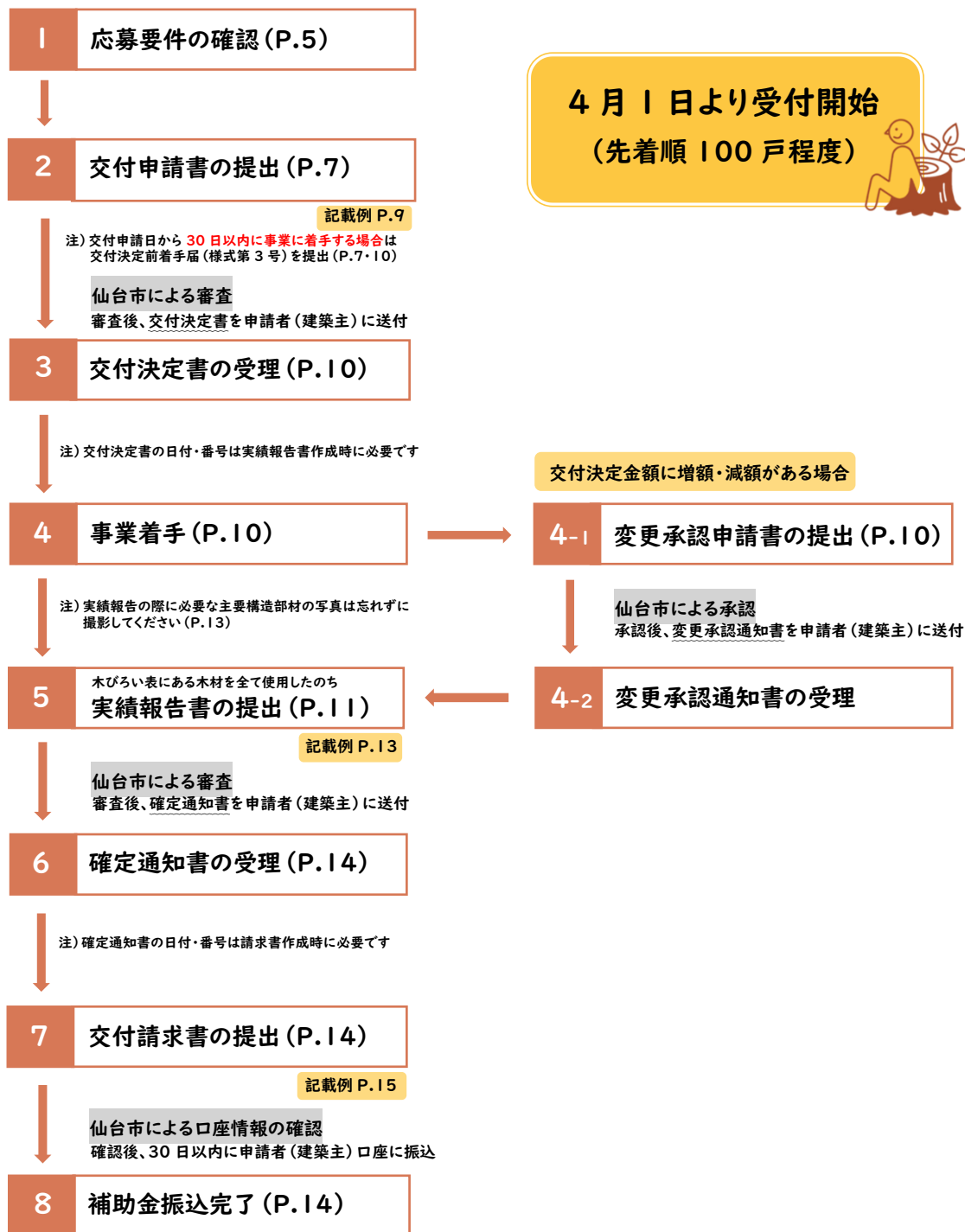
令和 4 年度からは、地元産材を使用した木造住宅の新築を応援する「仙台市木材利用促進支援補助金事業」に取り組んでいますが、令和 7 年度からは、補助対象とする地元産材を、これまでの宮城県産材から仙台市産材に変更し、「仙台市産材利用促進支援補助金事業」として、市内の森林整備を一層推進していきます。

<用語の定義>

「仙台市産材利用促進支援補助金事業」における、各用語の定義は次のとおりです。

市産材	合法な手続を経て仙台市内で伐採された原木を宮城県内で加工した木材製品のこと。 合法な手続を経て仙台市内で伐採された原木を宮城県内でラミナ加工後、JAS 認定工場で加工した集成材を含みます。
市産優良みやぎ材	市産材のうち、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が品質・規格、産地、合法性等の審査（認証検査）を行い、認証書（認証シール）を発行した製品のこと。 優良みやぎ材の認証を受ける際には認証料金が発生します。詳しくは、「みやぎ材利用センター（本部：仙台市青葉区東照宮 1-8-8 宮城県木材協同組合内 Tel022-233-2883（代表）」までお問合せください。
市産 JAS 製品	合法な手続を経て伐採された仙台市産の原木を宮城県内の JAS 認定工場加工した木材製品のこと。 合法な手続を経て伐採された仙台市産の原木を宮城県内でラミナ加工後、JAS 認定工場加工した集成材を含みます。
主要構造部材	土台、柱、梁、桁、間柱、筋交い、棟木、母屋、垂木、小屋梁、小屋束、大引、根太、及び筋交いや根太等の代替に使用する構造用合板（構造用を兼ねた下地用合板を含む）など、建物の構造躯体を構成する木材のこと。
内装等	住宅内部の床面、壁面及び天井面等の仕上げ材として使用される木材のこと。 木材で作られた棚や収納などの備え付け家具、床面や壁面及び天井面等に固定され容易に持ち運びが困難であるものを含みます。

I 手続きの流れ



- ・ 仙台市産材利用促進支援補助金は予算上限に達し次第、受付終了となります。
- ・ 受付締切りが近づいた際は、ホームページでお知らせします。

2 応募の要件

申請にあたっては、以下の(1)及び(2)の要件を全て満たす必要があります。

(1) 申請者に関する要件

- ・ 仙台市内に自ら居住するために住宅を新築する建築主であること。
- ・ 市税の滞納がないこと。
- ・ 建築基準法における建築確認済証が交付済みであること。
- ・ 暴力団等と関係を有していないこと。

(2) 住宅に関する要件

補助対象区分には、「主要構造部材事業」と「内装等事業」の 2 種類があり、それぞれ下記の要件を満たす必要があります。

補助対象区分	要件等
共 通	・ 仙台市内に自ら居住するために建築する新築の一戸建木造住宅であること。 ・ 市内に本社、支社、支店を有し、建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく建築工事業の許可を受けている施工業者が施工すること。 ・ 主要構造部材事業の着手前(土台敷施工日の前)であること。 ・ 年度内(3 月末)までに事業を完了し、実績報告書が提出できること。
主要構造部材事業	・ 主要構造部材使用総材積に対して、市産材を 50%以上かつ市産優良みやぎ材または市産 JAS 製品を 30%以上使用すること。
内装等事業	・ 主要構造部材事業と併せて申請すること。 ・ 内装等に使用する木材の総材積に対して、市産材を 50%以上使用すること。

<材積の使用割合の考え方>

○ 主要構造部材事業 (例:主要構造部材事業の使用総材積が 20 m³の場合)

市産材 15 m ³	市産材以外の木材
市産優良みやぎ材又は市産 JAS 製品 10 m ³	5 m ³

- ・ 市産材の使用割合・・・ $15\text{ m}^3 / 20\text{ m}^3 \times 100 = \underline{75\%}$
- ・ 市産優良みやぎ材または市産 JAS 製品の使用割合・・・ $10\text{ m}^3 / 20\text{ m}^3 \times 100 = \underline{50\%}$

50%以上
なので OK

30%以上
なので OK

○ 内装等事業 (例:内装等事業の使用総材積が3 m³の場合)

市産材 2 m ³	市産材以外の木材	木材以外の材料 (石膏ボードなど)
	1 m ³	

- ・ 市産材の使用割合・・・ $2\text{ m}^3 / 3\text{ m}^3 \times 100 = \underline{66.7\%}$

50%以上
なので OK



3 申請受付期間及び実績報告期限

申請受付期間:令和7年4月1日から予算上限に達するまで(先着順、100戸程度)

実績報告期限:令和8年3月31日まで(必着)

4 補助金額

(1) 主要構造部材事業

使用した市産材、市産優良みやぎ材、市産 JAS 製品の使用量(材積)に応じ、下記の補助単価を乗じた金額となります。

千円未満の金額は切り捨てになります。

区分	補助単価	補助上限額
市産材	1 m ³ あたり 14,000 円	25 万円
市産優良みやぎ材、市産 JAS 製品	1 m ³ あたり 4,000 円	

(例:主要構造部材事業の使用総材積が 20 m³、市産材 14.3 m³、市産優良みやぎ材 10 m³使用の場合)

・市産材・・・14.3 m³×14,000 円=200,200 円

・市産優良みやぎ材・・・10 m³×4,000 円=40,000 円

・補助金額・・・200,200 円+40,000 円=240,200 円 補助金額 240,000 円 (200 円は切り捨て)

(2) 内装等事業

内装等事業については、市産材に係る内装等に要した費用(市産材の木材費用、市産材の施工費用)の 1/5 を乗じた金額となります。

ただし、市産材に係る内装等の要した費用が税抜で 30 万円以上の事業が対象です。

千円未満の金額は切り捨てになります。

補助対象経費	補助率	補助上限額
内装等に要した費用のうち、市産材に係る材料費及び施工費(税抜)	1/5	15 万円

5 交付申請

- ・ 主要構造部材事業の着手前（土台敷施工日の前）までに、「6 交付申請に必要な書類」をご提出ください。必要な書類が不備なく、全てそろった時点で受付となります。
- ・ 申請を受付してから、30 日以内に審査を行い、交付決定を行います。
※申請時の交付決定前着手届の提出に関しては、「9 事業着手（P.10）」をご確認ください。

<書類提出先（郵送または直接持参）>

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 6 番 1 号 表小路仮庁舎（仙台パークビル9階）
仙台市 経済局 農林部 農林企画課 森林管理係
電話：022-214-8264

6 交付申請に必要な書類

書類の様式は「仙台市産材利用促進支援補助金」のホームページからダウンロードしてください。
書類の記載にあたっては、「7 交付申請書類の記載例（P.9）」をご覧ください。

（1）主要構造部材事業

	書類名	備考
①	交付申請書	・ 様式第 1 号
②	チェックリスト	・ 様式第 1 号別紙 I ・ 裏面右下の氏名記載欄も忘れずに記載
③	主要構造部材事業 木びろい表（計画）	・ 様式第 11 号
④	工事請負契約書の写し、工程表	・ 申請者の氏名、住所、建築場所、契約日等が確認できること ・ 申請者名義の契約であること
⑤	建築基準法による建築確認済証の写し	
⑥	住宅の位置図	・ 建設場所の位置を地図上で示したもの
⑦	住宅の配置図・平面図・立面図・矩計図	
⑧	施工業者の建設業法の許可証の写し	
⑨	※交付決定前着手届 （交付申請日から 30 日前に主要構造部材事業に着手する場合）	・ 様式第 3 号
⑩	その他市長が必要と認める書類	・ 受付担当職員より指示があった場合のみ

(2) 内装等事業

主要構造部材事業に加え、内装等事業を申請する場合は、(1) 主要構造部材事業の書類①～⑩に加え、以下の書類も添付してください。

	書類名	備考
⑪	内装等事業木びろい表(計画)	・ 様式第 12号
⑫	契約書、見積書等の費用が確認できる書類	
⑬	施工又は設置箇所が確認できる図面	・ 平面図に施工箇所等を着色するなどして作成

7 交付申請書類の記載例

<様式第1号>

様式第1号

仙台市産材利用促進支援補助金交付申請書

申請書を提出する日付を記入 年 月 日

仙台市長 様

申請者

住 所	〒
ふりがな	
氏 名	
電話番号	

受付番号

※受付番号は市が記載します

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条及び仙台市産材利用促進支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
また、暴力団等との関係を有していないことを誓約し、誠実に対応いたします。

木びろい表(様式第11号)に記載のある木材を全て使用し終わる予定日

土台敷施工の日(工程表で確認)

主要構造部材事業のみの申請の場合は空欄で提出

自動計算で入力のため、記載しないでください

木びろい表(様式第11号)で計算される(A)(B)(C)の値を記載

税抜き金額を記載

チェック

該当するものにチェック
※同意しない場合は証明書の添付が必要

1 建設場所	仙台市	区	
2 建物概要	木造	階建て	延床面積 m ²
3 事業着手予定日	主要構造部材事業	年 月 日	※土台敷施工の日
4 事業完了予定日	主要構造部材事業	年 月 日	※木びろい表に記載のある木材を
	内装等事業	年 月 日	
5 交付申請額	合計	0 円	主要構造部材 0 円 内装等 0 円
	内訳	主要構造部材 0.0 × ¥14,000 = ¥0	計 ¥0
		部材 0.0 × ¥4,000 = ¥0	計 ¥0
		内装等 ¥0 × 1/5 = 費が足りません	計 事業費が足りません
	総使用材積	m ³	(A)
	市産材使用材積	m ³	(B) 市産材使用割合 #DIV/0! % (B/A)
	市産JAS製品材積	m ³	(C) 市産JAS製品及び市産優良みやぎ材使用割合 #DIV/0! % (C/A)
	市産優良みやぎ材使用材積	m ³	
	補助対象経費	円	
	総使用材積	m ³	
	市産材使用材積	m ³	
	市産材使用割合	#DIV/0!	%
7 添付書類	☐ チェックリスト(様式第1号別紙1)及びチェックリスト記載の必要書類を添付 私の仙台市市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を経済局農林企画課が税務課に照会することに ☐ 同意します ⇒ 生年月日を記入 生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日 ☐ 同意しません ⇒ 証明書の添付が必要になります※		
8 市税滞納状況	の場合、区役所・総合支所税証明担当課において「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前30日以内に交付を受けたものに限り)の交付を受けてください。(1通300円の手数料が必要です。)		

8 交付決定

- ・ 審査（申請書類の確認のほか、必要に応じて現地調査も実施します）の結果、交付申請内容が適正である場合は申請者（建築主）宛てに交付決定通知書を送付します。大切に保管してください。
- ・ 交付決定番号については必要に応じて施工業者へお知らせしてください。
- ・ 実績報告の際には交付決定通知書に記載の交付決定番号が必要です。
- ・ 不備等があった場合は、申請者または施工業者へご連絡を差し上げます。

9 事業着手

- ・ 交付決定の通知を受けた後に、事業（主要構造部材事業）に着手してください。
- ・ 主要構造部材事業の着手は原則として交付決定後となります。
- ・ やむを得ず交付申請日から 30 日以内に主要構造部材事業に着手する必要がある場合は、申請時に「交付決定前着手届（様式第 3 号）」をご提出ください。

10 変更の手続き

- ・ 交付決定後に、事業内容の変更（交付決定の補助金額の増額・減額）がある場合は、実績報告を行う前に承認を得る必要があります。
- ・ 「変更承認申請書（様式第 4 号）」に変更内容を記載のうえ、ご提出ください。事業の変更内容で、変更承認が必要かどうかわからない場合は、お問合せください。
- ・ 便宜上、実績報告と同時に提出していただいても構いませんが、変更承認後の実績報告となりますので、その場合、実績報告書の指令番号や日付は空欄としてください。
- ・ 予算上限に達した後の補助金額の変更（増額）については、できかねる場合がありますので、ご了承くださいとともに、早めの変更承認申請をお願いします。

11 中止（廃止）の手続き

交付決定後に、事業を中止（廃止）する場合は、「中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）」をご提出ください。

12 実績報告

- ・ 主要構造部材事業および内装等事業が完了しましたら、すみやかに「13 実績報告に必要な書類」をご提出ください。
- ・ 提出された実績報告の書類（必要に応じて、現地調査も実施します）について、適正な内容かどうかの審査を行います。
- ・ 期限までに実績報告の提出がなかった場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。
最終提出期限は令和 8 年3月 31 日（必着）です。

13 実績報告に必要な書類

書類の様式は「仙台市産材利用促進支援補助金」のホームページからダウンロードしてください。
書類の記載にあたっては、「14 実績報告書類の記載例（P.13）」をご覧ください。

（1）主要構造部材事業

	書類名	備考
①	実績報告書	・ 様式第 8 号
②	主要構造部材事業 木びろい表（実績）	・ 様式第 11 号
③	市産材及び市産優良みやぎ材、市産 JAS 製品を使用したことを証明する書類	※「14 市産材等の証明書」を参照
④	主要構造部材の施工中及び施工完了の写真	・ <u>上棟時の全景</u> ・ <u>内部の柱等があらわしになっている状態で</u> <u>尚且つ室内全体像がわかる</u> 写真を数枚添付
⑤	優良みやぎ材シールの添付がわかる写真及び JAS 製品の表示がわかる写真	・ 画像が鮮明なもの
⑥	その他市長が必要と認める書類	・ 受付担当職員より指示があった場合のみ

（2）内装等事業

主要構造部材事業に加え、内装等事業を申請した場合は、（1）主要構造部材事業の書類①～⑥に加え、以下の書類も添付してください。

	書類名	備考
⑦	内装等事業木びろい表（実績）	・ 様式第 12 号
⑧	内装等の施工中及び施工完了の写真	・ 対象ごと（床フローリング、天井、壁等）に施工中、施工完了時の写真を添付
⑨	内装等の費用が確認できる書類	・ 領収書等
⑩	内装等に市産材を使用したことを証明する書類	※「14 市産材等の証明書」を参照

14 市産材等の証明書

使用した市産材等（市産材、市産優良みやぎ材、市産 JAS 製品）に応じて、以下の書類の添付が必要です。

実績報告書の審査では、各証明書の数量と木びろい表（実績）の数量について整合がとれているかを確認します。数量に齟齬がある場合は、施工業者や木材関連事業者等の方に書類の内容確認や再提出をお願いすることになりますので、ご協力をお願いします。

種別	添付書類
市産材	宮城県内の合法木材供給事業者が発行した、産地の記載のある <u>出荷証明書又は納品書（産地が仙台市内で、数量の確認がとれるもの）</u>
市産優良みやぎ材	みやぎ材利用センターが発行した <u>優良みやぎ材認証書（原木生産地名が仙台市内で、数量の確認がとれるもの）</u>
市産 JAS 製品	宮城県内の合法木材供給事業者が発行した産地の記載のある <u>出荷証明書又は納品書（産地が仙台市内で、数量の確認がとれるもの）</u> 、 <u>JAS 認証工場が発行した出荷証明書</u>

15 実績報告書の記載例

<様式第8号>

様式第8号

仙台市産材利用促進支援補助金事業実績報告書

申請書を提出する日付を記入 年 月 日

仙台市長 様

申請者

申請時の住所	〒
ふりがな	
氏名	
電話番号	

本補助金に係る事業実績について、仙台市補助金等交付規則第12条及び仙台市木材利用促進法第12条に基づき、この報告書により公表します。

木びろい表(様式第11号)に記載のある木材を全て使用した日

交付決定決定書に記載の交付決定番号分からない場合は、空欄で提出

木びろい表(様式第12号)に記載のある木材を全て使用した日

1 交付決定番号	仙台市 経農企指令第 号										
2 事業完了日	主要構造部材事業 年 月 日					内装等事業 年 月 日					
3 交付申請額	合計	0 円		構造材	0 円		内装等	0 円			
	内訳	主要構造部材	0.0	×	¥14,000	=	¥0	計	¥0		
		部材	0.0	×	¥4,000	=	¥0				
		内装等	¥0	×	1/5	=	事業費が足りません		計 事業費が足りません		
4 添付書類	主要構造部材		総使用材積		m ³	(A)	市産材使用割合		#DIV/0!	%(B/A)	
			市産材使用材積		m ³	(B)	市産JAS製品及び市産優良みやぎ材使用割合		#DIV/0!	%(C/A)	
			市産JAS製品材積		m ³	(C)					
			市産優良みやぎ材使用材積		m ³	(C)					
5 税抜き金額を記載	内装等		補助対象経費		円	総使用材積		m ³	市産材使用材積		m ³
									#DIV/0!	%	
6 木びろい表(様式第11号)で計算される(A)(B)(C)の値を記載	主要構造部材事業					内装等事業					
	①主要構造部材事業木びろい表(実績)					⑥内装等事業木びろい表(実績)					
	②市産材及び市産JAS製品、市産優良みやぎ材を使用したことを証明する書類					⑦内装等の施工中及び施工完了の写真					
	③主要構造部材の施工中及び施工完了の写真					⑧内装等の費用					
	④優良みやぎ材のシール添付が分かる写真 JAS製品の表示がわかる写真					⑨内装等に市産					
7 木びろい表(様式第12号)の使用材積合計(※4)の値をそれぞれ記載	⑤その他市長が必要と認める書類										

自動計算で入力のため、記載しないでください

16 補助金交付額の確定

審査の結果、実績報告書の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付確定額を記載した「補助金確定通知書(様式第 9 号)」を申請者(建築主)宛てに送付します。

17 補助金の請求

- ・ 確定通知書を受領後、速やかに「補助金交付請求書(様式第 10 号)」(記載例 P.15)に必要な書類(金融機関名、口座番号、名義等がわかる通帳の写しなど)を添えて、郵送にてご提出してください。
- ・ 補助金の振込口座は申請者本人の名義である必要があります。申請者以外の名義の口座には振り込むことが出来ませんのでご注意ください。
- ・ 便宜上、実績報告と同時に提出していただいても構いませんが、補助金交付額の確定後の請求となりますので、指令番号や日付は空欄としてください。
- ・ 請求金額及び請求日について、修正不可となっておりますので、誤りがあった場合は再度のご提出をお願いします。

18 補助金の振込

- ・ 補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に補助金を振り込みます。請求書を提出してから補助金の振込まで 30 日程度期間を要する場合があります。
- ・ 補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いませんので、適宜通帳等での確認をお願いします。

19 請求書記載例

<様式第10号>

様式第10号

確定通知書の右上の日付以降
の日付を記入
※実績報告と同時に提出する場
合は空欄で提出

仙台市産材利用促進支援補助金交付請求書

年 月 日

確定通知書に記載の日付・番号を記入
(交付決定通知書の日付・番号ではあり
ませんのでご注意ください)
※実績報告と同時に提出する場合は空
欄で提出

申請者
住所
氏名

年 月 日付仙台市 経農企指令第 号で交付の確定の通知がありました標記の
補助金について、仙台市産材利用促進支援補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記の
とおり請求します。

記

該当する事業にチェック

- 1 補助事業の名称 ☐ 主要構造部材事業
☐ 内装等事業

確定通知書に記載されている
補助確定額を記入

- 2 請求金額

請求 金額	¥										円
----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

- 3 振込先情報

口座名義（フリガナのみ）				口座番号（右詰め）			
フリガナのみ							
金融機関名				支店名		分類	
1.銀行 4.農協 2.金庫 5.漁協 3.信組 6.その他 ()				本店・支店		1.普通 2.当座	
				本所・支所 出張所			
金融機関コード				支店コード			

※口座名義人は申請者と同一名義としてください。

※請求金額の前に¥を記入してください。

※金融機関名、口座番号、名義等がわかる通帳の写しを添付してください。

20 補助事業完了後のご協力

仙台市が取り組んでいる木材利用推進に関するアンケート調査等へのご協力を依頼することがあります。依頼がありましたら、ご協力くださいますよう、お願いいたします。

21 Q&A

<要件に関すること>

- Q1 宮城県が実施している県産材利用補助金（県産材利用サステナブル住宅普及促進事業）と併用はできますか。
- Q2 申請の前に受付状況を確認できる方法がありますか。
- Q3 建築工事に一部着工している場合は補助対象となりますか。
- Q4 中古住宅や既存住宅のリフォームは補助の対象となりますか。
- Q5 店舗兼住宅等の併用住宅は補助の対象となりますか。
- Q6 車庫や物置等は補助の対象となりますか。
- Q7 集合住宅（アパート、マンション）は補助の対象となりますか。
- Q8 建売住宅は補助対象となりますか。
- Q9 内装等の補助対象経費にはどのようなものが該当しますか。
- Q10 内装等の補助対象経費の金額は税込みですか税抜きですか。

<申請書に関すること>

- Q11 現在市外に住んでおり、建築後仙台市へ転入する予定です。現在住んでいる市町村の納税証明が必要ですか。
- Q12 申請書を施工業者や設計会社に作ってもらってもいいでしょうか。
- Q13 当初年度内に完了を予定していましたが年度内に完了できなくなりました。何か手続きは必要ですか。
- Q14 写真を撮り忘れました。申請は取り消さなければいけませんか。
- Q15 写真はどの程度必要ですか。構造材では部材ごとに必要ですか。
- Q16 新築する住宅の名義が、共有名義なのですが補助金の交付申請も連名にした方がいいですか。
- Q17 県産材証明書は原本が必要ですか。
- Q18 木びろい表には羽柄材（胴縁、野縁、まぐさ等）を記載してもよいですか。
- Q19 内装等事業において木材を現場で加工しますが、木びろい表には加工前の寸法を記載してもよいですか。

<施工業者に関すること>

- Q20 建設業法の許可が不要な業者が施工する場合は補助の対象となりますか。
- Q21 工務店や設計会社を紹介してもらえますか。

<その他>

- Q22 事業開始（主要構造部材事業の着工）はいつできるでしょうか。
- Q23 補助金は所得税の対象となりますか。
- Q24 補助金はいつ頃振り込まれますか。
- Q25 申請書は郵送又は電子メールで提出してはいけませんか。
- Q26 ネット銀行を使用する場合、請求書に添付する書類は何を添付すればよいですか。

<要件に関すること>

Q1 宮城県が実施している県産材利用補助金と併用はできますか。

A) 宮城県及び本市の要件をそれぞれ満たせば併用可能です。ただし、申請書の書類や様式が異なりますのでご確認ください。

Q2 申請の前に受付状況を確認できる方法がありますか。

A) 受付の締切りが近づいた際は、仙台市産材利用促進支援補助金のホームページでお知らせします。

Q3 建築工事に一部着工している場合は補助対象となりますか。

A) 主要構造部材の工事(土台敷き)に既に着手している場合は、補助対象外となります。

Q4 中古住宅や既存住宅のリフォームは補助の対象となりますか。

A) リフォームは補助対象とはなりません。

Q5 店舗・事務所兼住宅等の併用住宅は補助の対象となりますか。

A) 住宅部分は補助対象となりますが、店舗・事務所部分は補助対象外です。木びろい表等では店舗・事務所部分に使う木材を除き、住宅部分のみ記載してください。

Q6 車庫や物置等は補助の対象となりますか。

A) 補助対象とはなりません。

Q7 集合住宅(アパート、マンション)は補助の対象となりますか。

A) 補助対象とはなりません。

Q8 建売住宅は補助対象となりますか。

A) 住宅の建築前又は建設中(ただし、主要構造部材の着手前に限る。)に売買契約を締結する場合に限り補助対象とします。完成した住宅を購入する場合は補助対象外です。

Q9 内装等の補助対象経費にはどのようなものが該当しますか。

A) 内装等については、フローリング、羽目板、腰壁、階段(蹴上、踏面等)、カウンターや備え付けの家具(本棚、クローゼット、カーテンボックス、窓わく等)が補助対象となります。テーブル、イス、ソファ等固定されていない家具は補助対象とはなりません。

また、内装等を配備するための木材費や施工費及び内装等を施工するための諸経費は補助対象となりますので契約書の内訳または見積り書にその旨を記載してください。ただし、内装等を施工するための諸経費がその他の諸経費と混合している場合、補助対象とはなりませんのでご注意ください。

Q10 内装等の補助対象経費の金額は税込みですか税抜きですか。

A) 税抜きです。

<申請書に関すること>

Q11 現在市外に住んでおり、建築後仙台市へ転入する予定です。現在住んでいる市町村の納税証明が必要ですか。

A) 申請書の「8 市税滞納状況確認」に同意をいただける場合は、不要です。同意いただけない場合は、現在お住まいの市町村の納税証明が必要です。

Q12 申請書を施工業者や設計会社に作ってもらってもいいでしょうか。

A) この補助金は申請者(=建築主・施主)に対して行うものですが、木びろい表のように専門的な知識が必要な事項が多く含まれているため、施工業者や設計会社とよく打ち合わせをして作成してください。

Q13 当初年度内の完了を予定していましたが年度内に完了できなくなりました。何か手続きは必要ですか

A) やむを得ない理由により事業が年度内に完了しないときは速やかに農林企画課へご連絡ください。

Q14 写真を撮り忘れました。申請は取り消さなければいけませんか。

A) 工事が進み見えなくなる部分については確認ができませんので、補助金を交付することができません。「事業変更届」又は「事業廃止届」を提出してください。

Q15 写真はどの程度必要ですか。主要構造部材では部材ごとに必要ですか。

A) 木びろい表に記載されている名称に使われている場所がわかる写真、寸法が分かる写真、認証シール等の写真を撮影してください。

Q16 新築する住宅の名義が共有名義なのですが、補助金の交付申請も連名にした方がいいですか。

A) 連名による申請はできません。1名で申請してください。

Q17 証明書は原本が必要ですか。

A) 写して構いません。

Q18 木びろい表には羽柄材(胴縁、野縁、まぐさ等)を記載してもよいですか。

A) 羽柄材については補助対象としますので、木びろい表の「その他」欄に記載してください。

Q19 内装等事業において木材を現場で加工しますが、木びろい表には加工前の寸法を記載してもよいですか。

A) 内装等事業において現場で加工する木材については、加工前の寸法を記載してください。

<施工業者に関すること>

Q20 建設業法の許可が不要な業者が施工する場合は補助の対象となりますか。

A)軽微な建設工事のみを請け負っているため建設業法の許可を必要とする業者に該当しない場合は、下記に例示します木造住宅を建築することができる技能者であることを証明する書類の写しを添付してください。

建設業法の許可書の他、下記に例示します書類をお持ちでない業者が施工される場合は、仙台市経済局農林企画課へ個別に御相談ください。

なお、建設業法の許可が必要な工事等の資格要件を遵守願います。

・該当書類の写し(下記の中から1点)

「建設職組合員証」「建築士免許証」「大工技能士免許証」「建設職として加入している労災保険・雇用保険関係の証明書」「瑕疵担保保険(任意保険)の加入証」

Q21 工務店や設計会社を紹介してもらえますか。

A)市が特定の業者を紹介することはできません。契約前に工務店や設計会社にこの補助金を使えるかどうか確認してください。

<その他>

Q22 事業開始(主要構造部材事業の着工)はいつできるでしょうか。

A)原則として、主要構造部材事業の着工が可能となるのは補助金交付決定後です。やむを得ない理由により補助金交付決定前に着工する場合は交付決定前着手届を提出してください。

Q23 補助金は所得税の対象となりますか。

A)所得税の対象となるかどうかは税務署にてご確認ください。

Q24 補助金はいつ頃振り込まれますか。

A)請求書が提出されてから、補助金を振り込むまでには1ヶ月程度時間を要します。

Q25 申請書は郵送又は電子メールで提出してはいけませんか。

A)郵送は受け付けます。電子メールでの受付はしておりません。先着順の取り扱いとしては、当課に到着した順となりますが締め切り間近で同日付けの申請が複数あった場合は抽選を行います。その際、郵送いただいた申請書等は返却しません。

Q26 ネット銀行を使用する場合、請求書に添付する書類は何を添付すればよいですか。

A)キャッシュカードがある場合は、その写しを添付してください。ない場合は、金融機関名、口座番号、名義等がわかる、オンライン上の通帳や画面のスクリーンショット・写真を添付してください。

お問合せ先

仙台市 経済局 農林企画課 森林管理係

住所 〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目6番1号 表小路仮庁舎(仙台パークビル9階)

電話 022-214-8264 **FAX** 022-214-8338 **Eメール** kei008110@city.sendai.jp

HP <https://www.city.sendai.jp/rinmu/kurashi/shizen/norinsuisan/ringyo/mokuzairiyou.html>

「仙台市産材利用促進支援補助金」で検索!!